

防犯カメラ設置促進事業Q&A

Q1 防犯カメラを設置するごとに、補助金の申請をすることはできますか。

A その団体が受けることができる補助金額の上限（市町は100万円、自治会等は20万円）に到達していなければ、上限額に達するまで申請することができます。

Q2 1つの場所に2つの団体が共同でカメラを設置する場合、それぞれの団体ごとに補助金の申請をできますか。

A できません。事業に対する補助金の交付になりますので、主たる団体から申請をしてください。

Q3 防犯カメラをリース契約で設置する場合も、補助金の交付を受けられますか。

A 受けられません。リース料やレンタル費用は補助金の対象にはなりません。

Q4 設置する防犯カメラのメーカーや性能の指定はありますか。

A ありません。ただし、極端に解像度の低いものや耐久性が低いものなどは補助対象として認められない場合があります。

Q5 補助金の対象になるのは防犯カメラ本体の代金だけですか。

A いいえ。防犯カメラ本体、記録装置及び防犯カメラの設置を示す看板等の購入費と、これらを設置するための工事費が補助金の対象になります。消費税も補助の対象に含みますが、維持管理費などは対象外です。

Q6 防犯カメラを設置したいが、設置計画をどのように立てればよいですか。

A 補助金に関する相談は警察本部や警察署で受けられますが、具体的な設置方法や費用については、専門の業者に相談してください。

Q7 ゴミステーションを監視するために防犯カメラを設置する事業は、補助金の対象になりますか。

A なりません。ただし、道路や公園等不特定多数の人が利用する場所を撮影し、地域住民の身近に起きる犯罪を抑止すること等が主たる目的である場合は、ゴミステーションの監視を目的に含んでいても、補助金の対象になります。

Q8 すでに設置している防犯カメラの設置費用も、補助金の対象になりますか。

A 対象にはなりません。新たに防犯カメラ等を設置する事業が、補助金の対象になります。

Q9 補助金交付申請書は、どこに提出すればよいですか。

A 警察本部に提出してください。警察署を経由して警察本部に提出することも可能です。

Q10 信号機や道路標識などに防犯カメラを共架したいが、どうすればよいですか。

A 信号機や道路標識などに防犯カメラの設置はできません。その他の支柱等に共架したい場合はそれぞれの管理者に確認してください。

Q11 道路上に、防犯カメラ用の支柱を建てることはできますか。

A 交通の支障にならない場所で、道路管理者の許可が得られれば、設置することは可能です。

Q12 設置した防犯カメラの保守点検や、故障した際の修理費などはどうなりますか。

A 管理者等の負担になります。

Q13 防犯カメラの管理は、警察がしてくれますか。

A 警察では管理できません。管理者が防犯カメラ設置・運用要綱を定めて管理運用するようになります。

Q14 防犯カメラを設置しておく期間は決まっていますか。

A 補助金交付の要件で、6年間は運用するよう定めています。

Q15 補助金を利用して設置した防犯カメラを撤去したい場合、どうすればいいですか。

A 設置後6年間は運用するよう定めていますので、その間に撤去したり移設等をする場合は、警察本部長に申し出て、許可をもらう必要があります。

Q16 補助金を受けて設置した防犯カメラの運用状況等について、今後警察へ報告する必要はありますか。

A 定期的に報告することは義務付けていませんが、必要に応じて調査したり、報告を求める場合があります。

Q17 防犯カメラを設置する費用はどれくらいかかりますか。

A カメラを設置する場所に応じて、カメラの設置方法、記録装置の種類や配置場所、配線の方法などにより金額は大きく変わるので一概には言えませんが、目安としておおむね30万円前後を想定しています。具体的な金額については、専門の業者に相談してください。